

本案件は 8 月 10 日に公示しましたが、応募がなかったため、再公示します。

公 示 日:2022年8月31日(水)

調達管理番号:22a00424

国 名:タンザニア

担 当 部 署: 経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム

調 達 件 名:タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト・フェーズ3詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務 :評価分析

(2)格 付 :3号~4号

(3)業務の種類:調査団参团

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2022年10月中旬から2022年12月中旬

(2)業務人月:現地 0.80、国内 0.50、合計 1.30

(3)業務日数:	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5日	24日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出 期 限 :2022年9月14日(水)(12時まで)

(4) 提出 方 法 :電子データのみ

◇ 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構が

プロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知:2022年9月28日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定
します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等:
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タンザニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:
本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協
力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

タンザニア政府は、2021 年 6 月にタンザニア政府から発表された「第三次5か年計
画 2021-2025」(以下、「FYDP-III¹」)において「工業化の促進(Industrialisation)」を
重点分野の一つとして位置づけている。タンザニアの民間セクターは、約 98%を占め
る零細・中小企業を中心に、経営能力、製品の品質・生産性、金融アクセスの改善等
の課題を抱えている。タンザニア政府が FYDP-III で中心に掲げる工業化を支援する
ため、我が国は①明確かつ現実性のある産業政策・工業化の方向性の打ち出し、②
政策との一貫性が確保されたビジネス環境の実現、③活力ある企業セクターの育成
に係る支援を中心に実施している(「国別開発協力方針 別紙 対タンザニア事業展

¹ National Five Year Development Plan 2021/22 - 2025/26 “Realising Competitiveness and Industrialisation for Human Development.

開計画」2020年4月)。

JICA はこれまで当該分野への支援の1つとして、「タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト」(2014年～2016年)及びそのフェーズ2(2017年～2022年)(以下、「カイゼンプロジェクト」)を、投資産業貿易省(MIIT²)をカウンターパートとして実施してきた。同プロジェクトでは、現場カイゼンに主眼を置き、約140名のカイゼントレーナーの育成、そして育成されたトレーナーにより約100社の企業に対してカイゼン活動普及・展開の支援を行ってきた。

カイゼンプロジェクトの成果もあり、タンザニアでは産業政策の一つとして10か年の「包括的カイゼン全国普及計画」(FKM 2020-2030³)が2020年に発表されている。更に、FYDP-Ⅲにおいても、「カイゼン普及」は産業化促進のために達成すべき指標の一つとして取り上げられている。さらに2021年8月には、アフリカカイゼン年次会合並びにアフリカ・カイゼン・アワードをホストするなど国内におけるカイゼンの機運は高まっている。そのような中、MIITよりカイゼンの更なる普及・展開と共に持続的なカイゼンコンサルティングサービス実施を目的とした次期案件の要請がなされた。

一方、カイゼンをより広く捉え直す必要性も生じている。JICA(2018)「カイゼンハンドブック」では、カイゼンをモジュールⅠ～Ⅳとして、Ⅰ、Ⅱを品質生産性分野、Ⅲ、Ⅳを経営管理分野として整理している。タンザニアにおけるカイゼンの普及展開が進む中、品質生産性分野に加え、経営管理分野を含めた企業支援ニーズが高まっている。タンザニアにおける産業化促進につながる企業の持続性強化、国際競争力向上という観点では、品質生産性向上に加え、経営管理能力向上は重要な位置付けを占める。

したがって、JICAはカイゼンの更なる普及・展開と持続的なカイゼンコンサルティングサービス実施に加え、マーケティングや財務などの内容も加えた包括的な企業支援を通じたタンザニアの更なる産業化促進を目的として、本案件を実施する方針としている。かかる方針の下、本案件は、MIITを窓口として、カイゼンの普及・展開推進機能を有するタンザニアカイゼンユニット(TKU)、カイゼンのコンサルティング実施機能を有する中小企業振興公社(SIDO)、カイゼントレーナーの育成機能を有する経営教育大学(CBE)をカウンターパート(C/P)機関として、2023年4月より2026年3月までの3年間にわたり、実施予定である。

なお、タンザニアにおける包括的な企業支援の妥当性を検証する一環として、現在「タンザニア国企業に対する経営管理分野のカイゼン支援にかかる情報収集・確認調査」(2022年4月～2023年2月)を実施しており、同調査によって収集・確認される情報も当該詳細計画策定調査に活用予定である。また、同じく実施中である「タンザニア国産業開発・投資促進アドバイザー」(2022年6月～2025年5月)との連携も重要

2 Ministry of Investment, Industry and Trade

3 Framework for Quality and Productivity Improvement (KAIZEN) in the Manufacturing Sector 2020-2030」

となる。

今回実施する詳細計画策定調査は、2023年4月のプロジェクト開始を見据え、次期案件に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析するとともに、タンザニア関係者との間で締結する協議議事録の作成にあたり、担当分野に係る情報の取りまとめおよびタンザニア側との協議協力による円滑な案件の形成を目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2022年10月中旬～2022年10月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② タンザニア側関係機関や他ドナー(SIDA、GIZ、WB、UNIDO等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議、「タンザニア国企業に対する経営管理分野のカイゼン支援にかかる情報収集・確認調査」の調査団や「タンザニア国産業開発・投資促進アドバイザー」とのヒアリング等に参加する。

(2) 現地業務期間(2022年10月下旬～2022年11月中旬)

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織

- (a)所掌業務、組織体制、根拠法
- (b)人員体制
- (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ)本プロジェクトに関連する他援助機関や関連調査活動動向、連携の可能性
(「タンザニア国企業に対する経営管理分野のカイゼン支援にかかる情報収集・
確認調査」、「タンザニア国産業開発・投資促進アドバイザー」等の団員とも相談
の上、検討すること)

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、
実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他団員とともに検
討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録
(以下「M/M」⁴という。)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標
の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の
説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

(3)帰国後整理期間(2022年11月中旬～2022年12月上旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート
(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から
プロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成
する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイド
ライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2022年12月9日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子デ
ータにて提出すること。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)

4 M/M=Minutes of Meetings

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「IX. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本(成田)⇄ドーハ⇄タンザニア(ダルエスサラーム)を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2022年10月22日～11月13日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員(2022年10月22日～11月6日本邦発着予定)に同行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括(JICA)
 - イ) 協力企画(JICA)
 - ウ) 評価分析(本コンサルタント)
 - ③ 便宜供与内容
JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎:あり
 - イ) 宿舍手配:あり
 - ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
 - エ) 通訳備上:なし
 - オ) 現地日程のアレンジ:JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるア

ポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供: 必要に応じて、ドドマにある JICA タンザニア事務所のサテライトオフィスを利用することが可能です。

(2) 参考資料

- ① タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクトフェーズ2 事前評価表、業務完了報告書(2022年2月)
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1600248/index.html>
- ② タンザニア国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査最終報告書(2022年3月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047239.html>
- ③ タンザニアにおける民間セクターの金融アクセス改善に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート(2022年1月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046894.html>
- ④ 本業務に関する以下の資料を必要に応じて JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、adachi.shinya@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクトフェーズ3 要請書
 - ・タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト業務完了報告書(2016年12月)
 - ・タンザニア国企業に対する経営管理分野のカイゼン支援にかかる情報収集・確認調査 関連資料(2022年4月～2023年2月)
 - ・タンザニア国カイゼン・BDS案件情報収集調査(本部調査団、2022年7月実施)
 - ・タンザニア国産業開発・投資促進アドバイザー 関連資料(2022年6月～2025年5月)
- ⑤ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上